

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 29 年 12 月 26 日

目 次

○ 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)	
1 基本的考え方	1
2 一括法案の提出等	1
3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援	2
4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等	2
金融庁	2
厚生労働省	2
経済産業省	3
環境省	4
5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等	4
内閣府	4
文部科学省	6
厚生労働省	7
6 義務付け・枠付けの見直し等	9
内閣官房	9
内閣府	11
警察庁	23
金融庁	24
個人情報保護委員会	24
総務省	25
法務省	33
財務省	35
文部科学省	35
厚生労働省	42
農林水産省	66
経済産業省	71
国土交通省	71
環境省	81
(別紙) 移譲後の措置	84

○事項索引 87

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔平成 29 年 12 月 26 日
閣 議 決 定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 29 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 30 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【金融庁】

(1) 中小企業等経営強化法（平 11 法 18）

認定経営革新等支援機関（21 条）については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：経済産業省）

【厚生労働省】

(1) 職業安定法（昭 22 法 141）

(i) 国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲については、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにするため、現在、地方公共団体からの照会に応じて提供している求人票に記載されていない詳細な労働条件や採用条件等の情報についてもオンラインで提供できるよう、平成 31 年度に行うこととされている国のハローワークに係るシステムの更改に併せて措置する。

(ii) 民間職業紹介事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、当該民間職業紹介事業者の職業紹介責任者が現地にいること又は速やかに到着できる体制が構築されていること等の要件

を満たす場合であれば、事業所外で職業紹介事業を実施できるよう、「職業紹介事業の業務運営要領」（平 11 厚生労働省職業安定局）を改正する。

[措置済み（平成 29 年 6 月 30 日付け厚生労働省職業安定局通達）]

（２）毒物及び劇物取締法（昭 25 法 303）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・毒物及び劇物の原体の製造（小分けを除く。以下同じ。）を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録（４条１項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出（７条３項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更（９条１項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出（１０条１項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等（１７条１項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等（１９条１項から４項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示（２０条２項）
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置（２１条１項）

【経済産業省】

（１）中小企業等経営強化法（平 11 法 18）

- （i）国が行う経営力向上計画の認定（13 条）については、都道府県が行う経営革新計画の承認（８条）と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支

援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成 29 年度中に通知する。

- (ii) 認定経営革新等支援機関（21 条）については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：金融庁）

【環境省】

（1）自然公園法（昭 32 法 161）

国定公園に関する公園計画の変更（8 条 2 項）については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令 1 条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【内閣府】

（1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3 条 1 項、3 項及び 8 項並びに 4 条 1 項）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条11項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）
（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（2）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・ 教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（ii）施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平 27 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成 29 年度から移譲する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

〔措置済み（平成 29 年 4 月 27 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担

当)、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知]

【文部科学省】

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理 (3 条 1 項、3 項及び 8 項並びに 4 条 1 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査 (3 条 5 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議 (3 条 7 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知 (3 条 9 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付 (3 条 10 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示 (3 条 11 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出 (3 条 12 項)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表 (7 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保 (8 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等 (29 条)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等 (30 条)

[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(2) 子ども・子育て支援法 (平 24 法 65)

(i) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務 (34

条1項1号)

- ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）

[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

- (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平27内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成29年度から移譲する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

[措置済み（平成29年4月27日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

【厚生労働省】

（1）児童福祉法（昭22法164）

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

（2）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）

道府県が指定都市の区役所等に行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。

（3）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30）

喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。

また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・

権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成 32 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 介護保険法（平 9 法 123）

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115 条の 32 から 115 条の 34）に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3 条 1 項、3 項及び 8 項並びに 4 条 1 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3 条 5 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3 条 7 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3 条 9 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3 条 10 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3 条 11 項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3 条 12 項）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）

[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

（6）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・ 教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）

[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

（ii）施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平 27 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成 29 年度から移譲する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

[措置済み（平成 29 年 4 月 27 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省）

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省）

（2）所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化

所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共

性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。

(関係府省：総務省、法務省、農林水産省及び国土交通省)

【内閣府】

(1) 学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等をいう。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び38条に基づく監査等をいう。)については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(2) 災害救助法(昭22法118)

借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。

(3) 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法 27 条 1 項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平 26 内閣府令 44）2 条 2 項 1 号。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

- ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成 29 年度中に必要な周知を行う。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法 56 条 7 項及び 8 項並びに子ども・子育て支援法附則 6 条 7 項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること」（同省令 6 条 2 号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- ・家庭的保育事業における食事の提供（同省令 15 条）及び食事の外部搬入（同省令 16 条）については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置（同省令附則 2 条）を延長するとともに、連携施設（同省令 16 条 2 項 1 号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項 2 号）及び共同調理場等（同項 3 号）以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成 29 年度中に必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

- (iii) 延長保育事業（子ども・子育て支援法 59 条 2 号）又は一時預かり事業（子ども・子育て支援法 59 条 10 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 7 項）を実施する保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）を実施する場合については、「延長保育事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）及び「一時預かり事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね 2 人以下である場合に、延長保育事業又は一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

(関係府省：厚生労働省)

[措置済み（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成 29 年 4 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（同法 21 条の 6）を行った場合、児童入所措置（同法 27 条 1 項 3 号）を行った場合及び障害児入所措置（同法 27 条 2 項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 56 条 1 項及び 2 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 26 内閣府・総務省令 7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

（6）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（7）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法 18 条 1 項）を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置（同法 18 条 2 項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 38 条 1 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この事項において「番号法」という。）に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

（8）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置（同法 29 条及

び 29 条の 2) を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法 31 条)については、地方税法(昭 25 法 226) 22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 26 内閣府・総務省令 7) を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省：総務省及び厚生労働省)

(9) 建築基準法(昭 25 法 201)

居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成 29 年度中に告示を改正する。

(関係府省：厚生労働省及び国土交通省)

(10) 学校給食法(昭 29 法 160)

学校給食費(11 条 2 項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省)

(11) 知的障害者福祉法(昭 35 法 37) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法 15 条の 4) を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法 16 条 1 項 2 号) を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法 27 条) については、地方税法(昭 25 法 226) 22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査

権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この事項において「番号法」という。）に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

（12）災害対策基本法（昭 36 法 223）

（i）都道府県と区域内の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省）

（ii）罹災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。

- ・罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：金融庁及び財務省）

- ・住家の被害の程度が半壊に至らない区分であっても、地方公共団体が独自に区分を設定することが可能であることを明確化するため、独自の区分を設定している地方公共団体の事例を平成 29 年度中に収集し、整理する。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

（13）老人福祉法（昭 38 法 133）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置（同法 11 条）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 28 条 1 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 26 内閣府・総務省令 7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

(14) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭 48 法 82）

災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村（特別区を含む。）の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

(15) 私立学校振興助成法（昭 50 法 61）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(16) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平 18 法 49）

公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成 30 年度中に開始する。

(17) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平 18 法 50）

移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人（以下この事項において「移行法人」という。）による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書（以下この事項において「報告書」という。）の提出については、事業年度終了後 3 か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないことを、平成 29 年度中に都道府県に周知する。

(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1） 5 条 3 項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。

(関係府省：厚生労働省)

(iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(19) 子ども・子育て支援法（平24法65）

(i) 幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省)

(ii) 子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。

- ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。
- ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途

として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(iii) 特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議(31条3項及び32条3項)については、届出とする。

(iv) 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(v) 子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。

(vi) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・ 処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平28内閣府子ども子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- ・ 職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- ・ 施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示 1 条 12 号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（20）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- （i）国民健康保険法施行規則（昭 33 厚生省令 53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

- （ii）予防接種法（昭 23 法 68）による予防接種の実施に関する事務（別表 2 の 16 の 2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表 2 の 18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

- （iii）母子保健法（昭 40 法 141）20 条 1 項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務（別表 2 の 70）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能とな

るよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 30 年度中に周知する。

(関係府省：総務省及び厚生労働省)

- (iv) 児童福祉法（昭 22 法 164）20 条 1 項に基づく療育の給付、同法 22 条 1 項に基づく助産の実施、同法 23 条 1 項に基づく母子保護の実施又は同法 33 条の 6 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（別表 2 の 16）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 30 年度中に周知する。

(関係府省：総務省及び厚生労働省)

- (v) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省)

- (vi) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となってい

ない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣官房、総務省及び厚生労働省）

- (vii) 通知カードの住所変更に係る追記事務については、個人番号を利用した事務処理において必要不可欠である旨とともに、事務負担の軽減に向けた工夫事例を、関係市町村（特別区を含む。）に平成 29 年度中に周知する。

（関係府省：総務省）

[措置済み（平成 29 年 7 月 31 日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

(21) 地域少子化対策重点推進交付金

地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成 29 年度中に周知する。

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

【警察庁】

(1) 道路運送法（昭 26 法 183）及び道路交通法（昭 35 法 105）

一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期運行及び区域運行に限る。）及び自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送）及び公共交通空白地有償運送に限る。）に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭 26 運輸省令 75）9 条の 2）又は運営協議会（同令 51 条の 7）で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例（道路交通法 46 条）について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成 29 年度中に通知する。

また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）6 条）において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成 29 年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。

（関係府省：国土交通省）

【金融庁】

(1) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び財務省）

【個人情報保護委員会】

(1) 郵便法（昭 22 法 165）、個人情報の保護に関する法律（平 15 法 57）及び空

家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平 20 総務省）等の改正について、引き続き検討する。

（関係府省：総務省及び国土交通省）

【総務省】

（1）学校教育法（昭 22 法 26）及び地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省）

（2）地方自治法（昭 22 法 67）

- （i）住民監査請求に係る職員措置請求書（施行規則 13 条）については、平成 29 年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。
- （ii）行政財産の管理及び処分（238 条の 4）については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（3）地方自治法（昭 22 法 67）及び公営住宅法（昭 26 法 193）

- （i）地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住

宅（公営住宅法 2 条 2 号）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下「独自住宅」という。）の管理については、指定管理者制度（地方自治法 244 条の 2）に基づき公営住宅法第 3 章の規定による管理業務（入居者決定（同法 25 条）、明渡請求（同法 29 条及び 32 条）及び収入状況の調査（同法 34 条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：国土交通省）

(ii) 独自住宅の建替えについては、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法（平 3 法 90）の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求（公営住宅法 38 条）の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：国土交通省）

（４）地方自治法（昭 22 法 67）及び学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（学校給食法 11 条 2 項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭 22 政令 16）158 条 1 項 4 号）に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

（関係府省：文部科学省）

[措置済み（平成 29 年 11 月 30 日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）]

（５）児童福祉法（昭 22 法 164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（同法 21 条の 6）を行った場合、児童入所措置（同法 27 条 1 項 3 号）を行った場合及び障害児入所措置（同法 27 条 2 項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 56 条 1 項及び 2 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上

で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 26 内閣府・総務省令 7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

（6）郵便法（昭 22 法 165）、個人情報保護に関する法律（平 15 法 57）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平 20 総務省）等の改正について、引き続き検討する。[再掲]

（関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省）

（7）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法 18 条 1 項）を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置（同法 18 条 2 項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 38 条 1 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この事項において「番号法」という。）に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置（同法 29 条及び 29 条の 2）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 31 条）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 26 内閣府・総務省令 7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(9) 地方税法（昭 25 法 226）

(i) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則 7 条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、データ送信方法等を見直し、平成 31 年から、税務署が受け付けた当初データに加えて、税務署において課税に利用しなかった場合、その旨の情報等を追加したデータを地方公共団体に送付することとする。

（関係府省：財務省）

(10) 知的障害者福祉法（昭 35 法 37）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法 15 条の 4）を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置（同法 16 条 1 項 2 号）

を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 27 条）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この事項において「番号法」という。）に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(11) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

都道府県と区域内の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

(12) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置（同法 11 条）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法 28 条 1 項）については、地方税法（昭 25 法 226）22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 26 内閣府・総務省令 7）を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(13) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）

地方独立行政法人の業務の範囲（21 条）については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成 31 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 統計法（平 19 法 53）

国勢調査（5 条 2 項）の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

(i) 予防接種法（昭 23 法 68）による予防接種の実施に関する事務（別表 2 の 16 の 2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表 2 の 18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(ii) 母子保健法（昭 40 法 141）20 条 1 項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務（別表 2 の 70）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 30 年度中に周知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(iii) 児童福祉法（昭 22 法 164）20 条 1 項に基づく療育の給付、同法 22 条 1

項に基づく助産の実施、同法 23 条 1 項に基づく母子保護の実施又は同法 33 条の 6 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（別表 2 の 16）については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 30 年度中に周知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

- (iv) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）

- (v) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続に

おける申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省)

- (vi) 氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機構から住所地市町村（特別区を含む。）へ情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。

- (vii) 通知カードの住所変更に係る追記事務については、個人番号を利用した事務処理において必要不可欠である旨とともに、事務負担の軽減に向けた工夫事例を、関係市町村（特別区を含む。）に平成 29 年度中に周知する。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

[措置済み（平成 29 年 7 月 31 日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

(16) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

- (i) 空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が確知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成 30 年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。

(関係府省：法務省及び国土交通省)

(ii) 空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。

(関係府省：法務省及び国土交通省)

(17) 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化

所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、法務省、農林水産省及び国土交通省)

【法務省】

(1) 生活保護法（昭 25 法 144）

保護の実施機関が行う職権による保護の開始（25 条 1 項）については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫の場合」に該当することについて、平成 29 年度中に地方公共団体に通知する。

あわせて、要保護者の発見・連絡に関し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年後見人が含まれることを明確化するため、平成 29 年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に係る機関に情報提供する。

(関係府省：厚生労働省)

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

(i) 空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が確知している所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成 30

年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これらの収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。[再掲]

(関係府省：総務省及び国土交通省)

- (ii) 空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。[再掲]

(関係府省：総務省及び国土交通省)

(3) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平 28 法 89)

農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場^ほ等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

(関係府省：厚生労働省及び農林水産省)

(4) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報^{個人情報}の保護に関する法律(平 15 法 58) 8 条 2 項 3 号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(5) 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化

所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、総務省、農林水産省及び国土交通省)

【財務省】

(1) 地方税法（昭 25 法 226）

所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、データ送信方法等を見直し、平成 31 年から、税務署が受け付けた当初データに加えて、税務署において課税に利用しなかった場合、その旨の情報等を追加したデータを地方公共団体に送付することとする。[再掲]

(関係府省：総務省)

(2) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び金融庁)

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）及び地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。こ

これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：総務省)

(2) 学校教育法（昭 22 法 26）、児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法 46 条 1 項及び 59 条 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 19 条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法 14 条及び 38 条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(3) 地方自治法（昭 22 法 67）及び学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（学校給食法 11 条 2 項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭 22 政令 16）158 条 1 項 4 号）に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

[措置済み（平成 29 年 11 月 30 日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）]

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）

「放課後子ども総合プラン」（平 26 文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が 20 名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法 59 条 9 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 6 項）を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2 条 12 号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。[再掲]
(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法 27 条 1 項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平 26 内閣府令 44）2 条 2 項 1 号。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

- ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成 29 年度中に必要な周知を行う。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法 56 条 7 項及び 8 項並びに子ども・子育て支援法附則 6 条 7 項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。

- ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

- ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

(8) 文化財保護法（昭 25 法 214）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

地方の文化財保護に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 21 条 14 号）については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする、文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。

(9) 博物館法（昭和 26 法 285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 法 162）

公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭 29 法 144）

市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(11) 学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府）

- ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。

(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 私立学校振興助成法（昭 50 法 61）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

(14) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していきけるよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成 31 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

(15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1） 5 条 3 項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

- (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）のうち、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

- (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示 2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の

認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(16) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平 22 法 18）

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成 30 年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成 31 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

(ii) 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続（35 条 2 項）については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(iii) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・ 処遇改善等加算 I（特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法（平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて（平 28 内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課））に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- ・職員 1 人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示 1 条 12 号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(18) 学校給食費に係る就学援助費に関する事務

学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

[措置済み（平成 29 年 10 月 19 日付け文部科学省初等中等教育局通知）]

(19) 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱

奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠（地方創生枠）については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

[措置済み（平成 29 年 12 月 8 日付け文部科学省高等教育局通知）]

【厚生労働省】

(1) 健康保険法（大 11 法 70）

- (i) 障害児（者）リハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成 30 年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ii) 公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成 30 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 学校教育法（昭 22 法 26）、児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法 46 条 1 項及び 59 条 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 19 条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法 14 条及び 38 条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。